

大分県医労連ニュース

大分県医療労働組合連合会（大分県医労連）

平成 22 年 3 月 23 日発行

〒874-0938 大分県別府市末広町 6-27 ミッドビル 2B

Tel 携帯：0977-23-7762（直通）0977-75-7556 Fax：0977-75-7560

E-mail：irouren3984@bloom.ocn.ne.jp ホームページ：<http://oita-irouren.com/>

女性集会 大盛況！


 3月3日


3・3女性集会 全員集合！



如月 健さんとデュエットする鶴野さん

講師の西岡様

3月3日（水）「いきいき働き続けられるために・・・」をテーマに女性集会が別府花菱ホテルで開催されました。

講演では、佐賀県医労連 西岡 れい子様を講師でお迎えし“どこからそんなパワーがでるの？”というほどのパワフルさで、過去の女性たちが悩み、苦しんできた闘いの中でやっと勝ち取った権利の大切さ、必要さを教えて頂きました。新職員はもちろんのことまだ加入されていない職員を守りましょう！加入に導きましょう！とユーモアとパワフルなトークで、私たちに元気を与えてくれました。当初は50名規模の予定でしたが、67名の参加で大変賑やかな活気のある女性集会となりました。ランチタイムコンサートでは、歌手を夢見て30年余り、想いを抱き続け2007年2月にメジャーデビューされた“如月 健”さんをお迎えしての楽しいランチタイム！ステージでは、大分健生病院労組の鶴野さんが代表として“銀座の恋の物語”をデュエットしました。お二人ともとっても丁寧に唄って、昔懐かしの曲でしたがとても新鮮でした。分散会では、各グループに分かれ今回のテーマについて討論しました。病院は、病気を治しに行くところ、すなわち医師・看護師がハトハトになるまで働かされては行けないところです。ちゃんと両方の健康を考える病院作りを経営者はもちろん社会全体でしなければならぬと思いました。

by RT

労働組合の役割



前回から始まった 労働組合とは・・・、まずは、ストライキ等の争議行動は、本来刑法では「住居不法侵入」民法は「労働契約違反」等に相当するが、日本国憲法では、保障される労働運動の権利を守る観点から労働組合法で正当な争議行動に対しては刑罰を科されないこと（第1条第2項）とあります。またその行為によって発生した損害については賠償を請求することができない（第8条）となっています。使用者は、労働組合を通して労働運動することを理由に不当な待遇をしたり、解雇するなどしては行けない。すると「不当労働行為」となる。使用者は労働組合の正当な団体交渉には必ず応じなければならぬ義務もありません（第7条）労働運動が盛んに行われた高度成長期時代、日本における賃上げ闘争がひとつに挙げられます。また労働者の生活レベルが現在よりもはるかに貧しかった時代に日本人の生活水準を上げるに貢献したとあります。高度成長期時代から豊かな時代になった今、現状はどうでしょうか？年休も誰のもの？ハトハトまで働き続けて大丈夫でしょうか？一人でも多く働きやすい職場にしたいか？誰か病気になるまで治してくれるのでしょうか？

次回に続く・・・

大分県医療労働組合連合会